

<p>①件名</p>
<p>石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことにより、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が改正された。 また、「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則」に定められている介護補償給付額について、労働政策審議会から答申されたことに基づき、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件」が改正された。 これら2件の政令等の改正により、石巻市消防団員等公務災害補償条例も同様に改正が必要となったもの。</p> <p>【目的】 改正された規定に基づき、本市消防団員等公務災害補償条例で定めている損害補償の算定基礎となる額の加算額及び加算の対象並びに損害補償に係る介護補償の額を改定する。 併せて、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号） 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号） 労働者災害補償保険法施行令（昭和52年3月23日政令第33号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年11月8日政令第335号） 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号） 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則 （昭和42年10月24日労働省令第28号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成18年総務省告示第503号） 石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成17年4月1日条例第277号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成28年11月24日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布 （平成29年4月1日施行）</p> <p>平成29年 3月24日 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件が公布 （平成29年4月1日施行）</p> <p>平成29年 3月29日 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布（平成29年4月1日施行）</p>

⑤主な内容

- 1 非常勤消防団員等に対する損害補償（療養補償及び介護補償を除く）の補償基礎額の扶養親族に関する加算額及び対象の改定

対象		現行	改定後
① 配偶者	加算額	433 円	333 円
② 子	加算額	217 円	267 円
	①の配偶者がいない場合の加算額 （扶養親族一人に限る）	367 円	333 円
③ 孫	加算額	217 円	217 円
④ 父母・祖父母	①の配偶者がいない場合の加算額 （扶養親族一人に限る）	367 円	削除
⑤ 弟・妹			
⑥ 重度心身障害者	①の配偶者及び②の子がいない場合の加算額（扶養親族一人に限る）	—	300 円 （新設）

※補償基礎額 = 基礎額（勤務年数等によって判定） + 加算額（扶養親族数等によって判定）

- 2 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定（月額）

対象		現行	改定
① 常時介護を要する場合	(1) 最高限度額	104,950 円	105,130 円
	(2) 親族等による介護を受けているときの最低補償額	57,030 円	57,110 円
② 随時介護を要する場合	(1) 最高限度額	52,480 円	52,570 円
	(2) 親族等による介護を受けている場合の最低補償額	28,520 円	28,560 円

- 3 施行年月日 平成29年4月1日

- 4 その他 必要な経過措置を規定するとともに、文言整理を行う。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

消防団員の公務災害補償について、適正な支給が図られる。

【市財政への影響】

消防団員等公務災害補償基金より支出されるため、受給額の増額による市の財政的な負担は無い。

（参考）改定後の遺族補償年金受給者の受給影響額

種別	人数	金額
増額	4名	79,800円
減額	10名	△153,400円
現行額	1名	—
改定対象外	4名	—
計	19名	△73,600円

※損害補償に係る介護補償の対象者はいない。

⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても同様の改正を行う。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨その他